平成２５年（フ）第３０５号
大阪府岸和田市北町12番１号北町マンション８号、前住所大阪府高石市綾園６丁目３番23号
債務者　濱田　芳子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３０７号
大阪府和泉市鶴山台３丁目７番76―506号
債務者　山田はるみ
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１２号
大阪府岸和田市土生町２丁目23番10号ロジュマンＨＡＢＵ203号
債務者　北川　寿幸
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３１６号
大阪府岸和田市上松町1204番地の６
債務者　金沢　直之
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
兵庫県小野市黒川町1751番地の２　クローバーハイツⅡ―203号
債務者　坂本　　勝
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１５１号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住12―102
債務者　山本　佳也
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１５４号
香川県高松市常磐町２丁目６番地12　シェアハウス102号
債務者　溝渕　廣教
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３５号
福岡県大牟田市大字久福木774番地１　県営住宅久福木団地２棟206号
債務者　安達登志子
1　決定年月日時　平成25年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第４０４号
熊本県宇土市走潟町129番地８
債務者　平田　和子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６号
北海道標津郡中標津町川西２丁目16番地
債務者　福島　雅人
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１７号
北海道標津郡中標津町川西２丁目16番地
債務者　福島まゆ子
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第４８号
栃木県佐野市植野町1994番地　娘屋アパート７号、前住所栃木県佐野市金井上町2248番地１ドルフみのる10号
債務者　藤沼　彩称
1　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月16日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第２００号
川崎市高津区子母口769番地　グリンベル子母口101
債務者　本村　勝利
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０１号
川崎市高津区子母口769番地　グリンベル子母口101
債務者　本村　美代
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
川崎市高津区子母口769番地　グリンベル子母口101
債務者　本村　勝也
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０６７号
神奈川県鎌倉市大船３―１―12　ヴィンテージ大船２階、前住所神奈川県逗子市久木５丁目５番30号
債務者　齊藤　了円
1　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部